

客引き対策について

国分町地区安全安心街づくり推進協議会

客引き規制の条例化は、客引き対策の一つの手段にすぎず、条例だけではあまり効果がない。

むしろ、条例化だけを行えば、状況がより悪化する可能性が高い。

重要なことは、条例化をきっかけとして、状況改善のために必要な活動を、行政・地域それぞれが粘り強く行っていくことである。

平成27年3月に大阪市を視察した直後に提出したレポート

客引き禁止の条例化を検討するに当たって考慮すべき問題点

1. 条例で禁止しても実効性は低い
2. 条例で禁止すれば客引きの数の減少はあるかもしれないが、決してゼロにはならず、より悪質化する
⇒ 専門業者による客引き中心に
3. 条例の実効性を高めるには、取締りをする多額の人件費が必要となる

飲食店キャッチの分類

- ▶ キャバクラ等(風俗営業店)の客引き ⇒ 違法※
- ▶ キャバクラ等(風俗営業店)のスカウト ⇒ 違法※
- ▶ それ以外の飲食店の客引き ⇒ 法令に規定無し
(居酒屋等) (違法ではない)

※風営法と宮城県迷惑行為防止条例で禁止されている

- ▶ 店の経営者・従業員による客引き
⇒ 居酒屋系のほとんど
- ▶ フリーの客引き(客引き専門業者)
⇒ キャバクラ系のほとんど

※キャバクラの客引きは、平成18年に宮城県迷惑行為防止条例で禁止されたことをきっかけとして、その全てがフリー(専門業者)に移行した

仙台市客引き実態調査結果から

調査日：平成30年6月1日

	19:00				21:00			
	居酒屋	カラオケ	風俗	計	居酒屋	カラオケ	風俗	計
一番町四丁目商店街	27	0	6	33	19	8	3	30
広瀬通	6	0	1	7	4	1	0	5
国分町通	28	0	1	29	30	0	97	127
定禅寺通	0	0	0	0	0	0	0	0
稲荷小路	4	0	0	4	12	0	10	22
虎屋横丁	15	0	1	16	13	0	11	24
国分町計	80	0	9	89	78	9	121	208
一番町一番街商店街	12	3	0	15	1	5	0	6
サンモール一番町	0	0	0	0	0	0	0	0
おおまち商店街	10	0	0	10	0	0	0	0
クリスロード商店街	3	0	0	3	0	1	0	1
名掛丁商店街	2	0	0	2	4	0	0	4
仙台パルコ前	0	0	0	0	0	0	0	0
中心部計	27	3	0	30	5	6	0	11
合計	107	3	9	119	83	15	121	219

他都市の視察

平成29年11月・30年1月・2月

- ▶ ●墨田区 ○広島市 ●京都市 ●新宿区
- ▶ ●兵庫県 ●川崎市 ○名古屋市

条例で客引きを禁止した他都市(●印)

墨田区	変わらず
新宿区	数は変わっていない 「場所を移動しただけで、駅周辺全体の数は変わっていない」 「目に見えた効果は上がっていない」 「いたちごっこが続いている」 ただし、東口来街者アンケートでは、7割の人が減ったと感じている
川崎市	30%減 「客引き減の期待値にはとても達していない」 「今の状況も良い状態ではない」
京都市	67%減 「客引きが減ったと喜んでいただいている」
兵庫県 三宮北部地域	30%減 「地元住人は減少を実感していないようである」

パトロールの実施人員と回数

墨田区	嘱託職員 警察OB 6名	週6回	月曜 ~ 土曜 17:00 ~ 22:00
新宿区	外部委託 制服8名 私服2名 警察OB職員 1名	週5回	火曜 ~ 土曜 18:00 ~ 22:00
川崎市	嘱託職員 警察OB 10名 (1日当たり4~9人) 1チーム4人以上の編成	週5回	月曜 ~ 金曜 (土曜・日曜も月1回行う) 14:00 ~ 22:00 ※路上喫煙パトロールも兼ねる
京都市	嘱託職員 警察OB 8名	週6回	月曜 ~ 土曜 15:00 ~ 22:00 (月2回程度 ~ 23:00) 制服警察官数名が警察の車両で同行
兵庫県	非常勤職員 警察OB 5名 (月~木3名 金・土4名)	週6回	月曜 ~ 土曜 14:15 ~ 22:30

(人件費1人年間約400万円)

客引きの質とプラスの効果

客引きの質

墨田区	全て歩合給の客引き
新宿区(歌舞伎町)	暴力団にショバ代(1日3千円)を払ったフリーの客引き専門業者
川崎市	店の従業員もいるが、ほとんどフリーの客引き専門業者
京都市	客引き専門業者に集客を依頼するという、新たな問題がある
兵庫県(三宮北部地域)	ほとんどフリーの客引き専門業者

全ての都市で、ほとんどの客引きがフリー(専門業者)となっている。

国分町・一番町地区の居酒屋系客引きのほとんどが、店の経営者と時給850~900円程度の従業員であるのとは大きく違う。

プラスの効果

墨田区	「数は減らないが、しつこい客引きは減った」
新宿区(歌舞伎町)	「ボッタクリは無くなってきた」(20万円を超える請求)
川崎市	「しつこい客引きは見られなくなった」

パトロールが行われていることによる、体感治安の改善が感じられる

他都市視察のまとめ

1. 条例で客引きを禁止した自治体の目標は、「客引きをZEROにする」とだったが、客引きを無くすことに成功した自治体はもちろんない。さらに減らすことが出来ても、その減少率はとうてい期待値に達していない。したがって客引きを禁止する条例に、「客引きを無くす」という目標に対する実効性はほとんどない。
2. 条例で客引きを禁止した自治体の居酒屋系客引きは、どこもそのほとんどがフリーと呼ばれる客引き専門業者に移行しており、客引き対策は客引き専門業者との闘いとなって来ている。
3. 一方でこの条例を背景として行われている取り締まりのパトロールは、副次的に次の点でプラスの効果を上げている。
 - ① 体感治安が改善した
 - ② 客引きの違法行為が減った(しつこい客引き等)
 - ③ スカウトが大きく減少した

視察した他都市と同じような客引き禁止条例を制定した場合に懸念される国分町地区への影響

- ▶ 現在、キャバクラの客引き専門業者グループは、全て宮城県外から進出してきた6グループあるとされており、「ケツ持ち」と言われる反社会的勢力の影響下にある人物の存在も知られている。
- ▶ 一方で、居酒屋系の客引きのほとんどは店の経営者と従業員によるものであり、フリー(専門業者)の営業が成り立たない環境が続いてきた。そのため、料金トラブルはほとんど無い。
- ▶ 仙台市が条例で禁止すれば、国分町地区の居酒屋系客引きは、確実に専門業者へ移行していくことになる。
- ▶ その専門業者は、他県から来たキャバクラのフリーのグループの影響力を受けたものとなる可能性が高い。
- ▶ 同じ客引きが居酒屋系とキャバクラ両方を扱い、国分町・一番町の路上に立つことになる
- ▶ 国分町地区は、居酒屋系の店でのボッタクリ・プチボッタクリが多発する街になる。

フリー(専門業者)の客引きの何が問題なのか

- ▶ ① 手数料が発生する
一般的に飲食代の20~30%
これが飲食代に上乘せされ、料金トラブルの原因やお客様の満足度減少につながる
- ▶ ② 客引き行為がしつこく、強引になる
- ▶ ③ 街と店に対する愛情・愛着といった思いが全くない
- ▶ ④ 科料・罰金という罰則が大きな負担にならない
いくらでも代わりがいる
- ▶ ⑤ 店舗の客引きと比べて、遵法意識が著しく低い
- ▶ ⑥ 背後に反社会的勢力が控えているケースが多い

規制条例が憲法違反とならないようにするために

憲法の「営業の自由」を不当に制限したことにならないよう、合理的に説明できることが必要

- ▶ 飲食店の客引き行為は、憲法の「営業の自由」で認められた経済活動である。
このことを尊重しつつ、これを上まわって尊重しなければならない問題があるとき、制限することができる。
- ▶ 地域と合意した規制内容を、地域からの要望によって実施することにより、「営業の自由」を不当に制限しているという指摘を避けることができる。

客引き対策の目的（規制条例の目的）

1. 安心して歩ける歩行空間の確保
安全で快適
2. 客引きによる料金トラブルを防ぐ
ボッタクリ・プチボッタクリ
3. 中心部の路上を反社会的勢力の資金源にさせない

取締りのパトロールが重要である

1. 全ての客待ち行為者に声がけをする
店名・氏名を確認する
情報収集
問題ある行為をしないように注意・コントロールする
2. フリー(専門業者)の客引き・客待ち行為者に対して、立ち去ることを命じる
3. 問題ある店舗に対しては立ち入り調査を行い、経営者に注意・指導・警告を行う



これを実現できる予算の確保を！
パトロール人員の数と質・内容

パトロール内容・予算比較表

	A(他都市事例コピー)	B(私案・仙台市オリジナル)
1. 目的	客引きZERO(理念重視)	安心して歩ける歩行空間の確保(実効性重視)
2. 時間帯	(月～土曜) アーケード街 17:00～22:00 国分町 18:00～23:00	(月～土曜) アーケード街 17:30～20:00 (移動) 20:00～20:30 国分町 20:30～23:00
3. パトロール 実働人数	8チーム×4人=32人	2チーム×4人=8人 (※3チーム×4人=12人) ※一番町4丁目に専属チームを配置する場合は3チーム
4. パトロール チーム配置	① パピナ名掛丁 ② クリスロード～マーブルロード大町～ブランドーム一番町 ③ 一番町4丁目商店街 ④ 虎屋横丁 ⑤ 国分町通り南側1/3 ⑥ 国分町通り中央1/3 ⑦ 国分町通り北側1/3 ⑧ 稲荷小路・三越南側通り	アーケード街 ① パピナ名掛丁中心にブランドームまで ② 一番町4丁目商店街中心に国分町も 国分町 ① 国分町通り・虎屋横丁交差点中心に南半分 ② 国分町通り・元鍛冶丁交差点中心に北半分
5. 取締り パトロール人数	採用 40人 一日当たり実働 32人(8チーム)	採用 10人 一日当たり実働 8人(2チーム) ※採用 15人 一日当たり実働 12人(3チーム)
6. 採用人員・予算	40人×400万= 1億6000万 ※人件費が500万円の場合 40人×500万= 2億	10人×400万= 4000万 ※3チームの場合 15人×400万= 6000万 人件費が500万円の場合 15人×500万= 7500万

※取り締まりパトロールの1チームが影響力を持ち、客引きをコントロールすることが可能な範囲は、100～150m程度

まとめ(これからの方向性)

1. 客引き対策の目的を明確に
2. 目的に対して実効性のあるパトロールを計画し行う
3. パトロールを実現するための規制条例と予算確保
4. さらに必要な活動を粘り強く行う
 - ① 宮城県条例の改正へのアプローチ
 - ・客引きを受けた客の立ち入らせの禁止
 - ・案内所規制
 - ② 仕掛学の応用
 - ③ 客引きをしている店を対象とした講習会
 - ④ 地域の痛みを伴う自助努力
 - ・自主パトロール
 - ・テナントの業種規制

路上喫煙防止条例の有効性について

墨田区・新宿区・川崎市・京都市・神戸市・名古屋市は、路上喫煙防止条例を制定し、路上喫煙とポイ捨て対策のパトロールを行っている

いずれも路上がきれいであり、実際に観察できたパトロールエリアは、客引きが全く喫煙していなかった。歌舞伎町でさえ、喫煙している客引きはほとんどみかけなかった。

この条例とパトロールは、きわめて有効だと思われる。

路上喫煙とタバコのポイ捨ては、仙台市の客引き問題の一つのポイントである。

その解決のため、仙台市も路上喫煙防止条例を制定してはどうか。

客引き専門業者のビジネスを許さない街へ

客引き全面禁止の条例化は、専門業者のビジネスチャンスを広げることにつながる。

店の客引きと専門業者とを同じに扱くと、結果的に専門業者を利することになる。

他県から進出してきている全ての客引きグループに、仙台の街から去ってもらうことが客引き対策の最優先課題。

路上での専門業者のビジネスを明確に禁止する文章(条文等)が必要である。

パトロールで専門業者を優先的に取り締まるようにする。